

『最新実務消費税ハンドブック』正誤表

平成 17 年 12 月現在

訂正箇所		内 容
P 19	索引№ 167	課税区分：課 → 不
P 20	索引№ 201	課税区分：免 → 非
P 27	索引№ 521	課税区分：免 → 非
	索引№ 522	課税区分：免 → 非
P 31	索引№ 718	課税区分：非 → 課
	索引№ 726	説明：大学病院等の初診料 → 出生後 1 ヶ月以内の検診・入院
	索引№ 727	説明：その他の検診・入院 → その後の検診・入院(保険診療以外)
P 32	索引№ 750	課税区分：課 → 非
P 43	●固定資産等	固定資産等については、～ → 棚卸資産の取得に係る取引については、～
P 81	6. みなし譲渡・ 低額譲渡	低額譲渡の表中：法人…自社役員～資産を贈与した場合 → 法人…自社役員～資産を譲渡した場合
P 115	2. 法人の申告期限	・清算中の法人…原則として課税期間の末日から～ → ・清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から～
	3. 申告不要	図右端の上から3つ目：事業年度の末日から 2 月以内 → 事業年度の末日の翌日から 2 月以内
P 124	2. 課税標準額	総売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 267,625,000 → 課税売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 246,850,000
P 128	1. 課税の対象	5 行目：があるかにかかわらず、課税地域から～ → があるかにかかわらず、保稅地域から～
P 168	2. 課税標準額	総売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 267,625,000 → 課税売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 246,850,000
	4. 業種別課税売上 高と消費税額	表中の合計：課税仕入れ等の合計額 → 事業区分別課税売上高の合計額
	6. 原則による 控除対象仕入税額	・控除対象仕入税額=9,232,800×みなし仕入れ率 → ・控除対象仕入税額=9,323,800×みなし仕入れ率
	7. 特例による 控除対象仕入税額	・控除対象仕入税額=9,232,800×みなし仕入れ率 → ・控除対象仕入税額=9,323,800×みなし仕入れ率
P 197	判定表 I の使い方	④の最終行：みなし仕入額が仕入れ実額以下である場合には、～ → 仕入れ実額がみなし仕入額以下である場合には、～